



平成 30 年度 町民税・県民税 特別徴収のしおり

1. 特別徴収の取扱いについて…………… P 1～P 2
2. 納入書の記入要領及び納期限等…………… P 3～P 5
3. ゆうちょ銀行指定通知書…………… P 6
4. 異動届の提出について(留意点)…………… P 7
5. 給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書…………… P 8～P 9
6. 特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書…………… P 10
7. 特別徴収者の住所・名称等変更届出書…………… P 11
8. 町民税・県民税 特別徴収への切替申請書…………… P 12

岐阜県加茂郡七宗町役場

税務課 課税係

岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442 番地 3 TEL 0574(48)1144(直)

〒509-0492

FAX 0574(48)2239(代)

1. 特別徴収の取扱について

(1) 町・県民税の特別徴収とは

納税者の便宜をはかる目的から、給与支払者(特別徴収義務者)が毎月給与を支払う際に納税義務者(給与所得者)が納めなければならない町・県民税を6月から翌年の5月まで12回にわけて給与から差し引いて個人に代わって納めていただく制度です。

(2) 特別徴収税額通知書について

特別徴収の関係書類を受け取られましたら、まず内容を確認してください。(誤りなどがありましたら至急、係までお知らせください)

「特別徴収義務者指定番号」は、あなたの事業所を表示するものですから今後本町に提出される特別徴収事務関係書類や照会については、必ずこの番号を明示してください。

なお、「特別徴収税額の通知書(納税義務者用)」は、5月31日までに各納税義務者へ交付してください。

(3) 毎月の給与から差し引く月割額

特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)に基づいて給与から差し引きしていただきます。8月以降については、町からの税額変更の通知がない限り7月分と同じ額を差し引いてください。

(4) 特別徴収税額の納入期限

特別徴収義務者は、6月から翌年5月までの給与の支払いをするとき毎月徴収して、翌10日(10日が日曜日・祝日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日)までに、指定する納入場所へ本町指定の「OCR納入書」によって納入してください。

(5) 納税義務者が異動(退職・転勤・死亡・長欠等)された場合の処理について

納税者が5月31日以前に異動されて給与の支払いがなくなったときは6月から徴収して納入する義務はありませんので、このしおり(P9)にある異動届を至急提出してください。

また、それ以降に異動のあったときは、その異動の月まで徴収し納入していただきますが、その翌月から徴収義務はありません。この場合はその異動の発生した翌月の10日までに異動届を税務課課税係まで提出してください。

また、6月1日から12月31日までの間で異動があった場合、翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨が納税義務者から申し出があった場合や翌年1月1日から4月30日までの間で異動した場合は、翌月以降の月割額を一括徴収して繰り上げ納入してください。

(この場合も異動届を提出してください)

(6) 納税義務者が異動(退職・転勤など)の場合の未徴収税額の納入について

異動された場合の未徴収税額は、普通徴収の方法に変更し、納税通知書を直接納税義務者に送付しますので、異動後の住所等は詳細に異動届に記入してください。

転勤の場合は、その転勤先が本町から特別徴収義務者に指定されているときは特別徴収を継続していただくよう転勤先に特別徴収の継続通知書を送付します。また、指定されていない場合は新しく指定するか普通徴収に変更します。

(7) 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、その税額に誤りがあつたり、またこれを変更する必要が生じたときは、「町・県民税特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」及び「町・県民税特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)」を送付しますから、「納税義務者用の通知書」は各納税義務者に交付してください。この納税通知書をお受け取りになりましたら、変更後の月割額によって徴収し、納入してください。

(8) 納期の特例について

給与等の支払を受ける者が常時 10 人未満の事業所は、「納期の特例の承認に関する申請書」を提出し承認を受けると、給与等の支払の際徴収した税額の納入を次のように年 2 回だけにすることができます。

※注意(10 日が日曜日・祝日に当たるときはその翌日、土曜に当たるときはその翌々日)

納 期 ————┌ 6 月～11 月分月割額の合計額 → 12 月 10 日までに
 └ 12 月～5 月分月割額の合計額 → 6 月 10 日までに

なお、この納期の特例については、退職所得等にかかる特別徴収にも適用されます。

- ① 納期の特例の承認申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は承認されないことがあります。また、承認を受けても滞納したり、納入遅延があったりしますと、この特例の承認を取り消すことになりますのでご注意ください。
- ② 納期の特例の承認後給与等の支払を受ける者の人数が条件の限度を越えることとなった場合(常時 10 人以上になったとき)は、その旨をすみやかに届け出ください。
- ③ 納期の特例が承認された場合でも異動(退職など)があったときは「異動届」を翌月の 10 日までに必ず提出してください。
- ④ 納期の特例の承認は翌年度以降もひきつづきますので、承認申請書は一度だけの提出で結構です。なお、承認通知は法律の規定により省略する場合があります。

(9) 月割額を滞納された場合

特別徴収義務者が月割額を納期限までに納入されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ税額(1,000 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、またその税額の金額が 2,000 円未満であるときはその全額を切り捨てる)に法律の定めによる割合で計算した延滞金と督促手数料を納入書に記入し加算して納めていただかなければなりません。

(10)住所・名称等変更届出書の提出について

特別徴収義務者の住所、事業所名等が変更になった場合は、届出書(P 11)を提出してください。

2. 退職所得に係る特別徴収

退職所得に係る個人の住民税は、他の所得を区分して(いわゆる「分離課税」です)所得税の場合と同様に退職手当等の額に応じた税額を計算し支払額からその税額を天引きして、退職者の退職した年の 1 月 1 日現在、居住する市町村に納めていただきます。

なお、不明な点がありましたらお問い合わせください。

(1) 納入期限

特別徴収義務者は、退職手当等の支払をするときその税額を徴収して翌月の 10 日(10 日が日曜日・祝日にあたるときはその翌日、土曜日にあたるときはその翌々日)までに指定する納入場所へ本町指定の納入書により納入してください。

(2) 納入書及び納入申告書の記入について

納入の記入は、給与所得に係る特別徴収の納入書と同じですから、給与所得分を記入される時、退職所得分については退職欄に記入してください。

なお、納入申告書については、納入書の裏面にありますから所要事項を必ず記入してください。

納入書の納期限等及び記入要領

1. 納入書は、15枚つづりです。同封の別冊用紙に平成30年6月分から平成31年5月分までの12ヶ月分と予備の納入書(3枚)が綴ってあります。
2. 給与等から徴収した特別徴収税額は、[給与分]欄に記入し、必ず当該月の分を使用してください。
(注意) 納税者が退職する際、退職手当等で未徴収税額を一括徴収した場合でも必ず[給与分]欄に記入ください。
3. 納期の特例の承認を受けている事業所は、30年11月分、31年5月分を使用してください。
4. 退職所得に係る町・県民税額を納入する場合は、当該月の納入書の[退職所得分]欄に記入してください。
この場合、納入書裏面納入申告書にも記入して、給与分と同時に同一の納入書で納入してください。

一括徴収のお願い

1月1日から4月30日までの間に退職等により特別徴収税額が徴収できなくなった場合は、未徴収税額を給与・退職手当等により一括徴収(納入)するよう地方税法で義務づけられていますので、よろしくお願ひします。

なお、12月31日までの退職者等については、本人の了承をえて一括徴収(納入)していただきますよう、ご協力をお願いします。

◆ 納期限

給与から徴収する税額月	納期限
6月分	7月10日
7月分	8月10日
8月分	9月10日
9月分	10月10日
10月分	11月12日
11月分	12月10日
12月分	1月10日
1月分	2月12日
2月分	3月11日
3月分	4月10日
4月分	5月10日
5月分	6月10日

退職手当等から徴収する税額	徴収した月の翌月10日(10日が日曜日・祝日のときは翌日、土曜日のときは翌々日)
---------------	--

◆ 納入場所

- 指定金融機関
めぐみの農業協同組合 上麻生支店
- 収納代理金融機関
めぐみの農業協同組合
大垣共立銀行
東濃信用金庫
十六銀行
ゆうちょ銀行(岐阜・愛知・三重・静岡県内のゆうちょ銀行・郵便局及び指定したゆうちょ銀行・郵便局)

OCR納入書の取扱いについて

① 納入する金額が「納入金額(1)」と異なる場合

印刷済みの金額を二重線で消し(訂正印不要)、給与分〔一括徴収分を含む。〕の欄と合計額の欄に正しい納付額を記入してください。¥は不要です。

岐阜県加茂郡七宗町		個人町民税 個人県民税		領収証書 (公)								
市町村コード	口座番号	加入者名										
215040	00860-6-960171	七宗町会計管理者										
指定番号		納入金額(1) 円										
平成30年6月分		5359350		100,000								
納入すべき金額 が右の納入金額(1) の欄の金額と異なる ときは、納入金額 (1)の欄を横線で 抹消し、納入金額 (2)の欄に記入して ください。	納	給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	入							9	0	0	0	0
	金	退職 所得分										
	額	延滞金										
納期限	平成30年7月10日	督促 手数料										
合計額		9 0 0 0 0 0										
(特別徴収義務者)		509-0492		領収日付印		七宗						
住所 又は 所在地	岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地2			納								
氏名 又は 名称	株式会社 ○○			様								

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岐阜県加茂郡七宗町		個人町民税 個人県民税		領収証書 (公)								
市町村コード	口座番号	加入者名										
215040	00860-6-960171	七宗町会計管理者										
指定番号		納入金額(1) 円										
平成30年6月分		5359350		100,000								
納入すべき金額 が右の納入金額(1) の欄の金額と異なる ときは、納入金額 (1)の欄を横線で 抹消し、納入金額 (2)の欄に記入して ください。	納	給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	入							9	0	0	0	0
	金	退職 所得分										
	額	延滞金										
納期限	平成30年7月10日	督促 手数料										
合計額		9 0 0 0 0 0										
(特別徴収義務者)		509-0492		領収日付印		七宗						
住所 又は 所在地	岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地2			納								
氏名 又は 名称	株式会社 ○○			様								

上記のとおり領収しました。(金融機関保管)

岐阜県加茂郡七宗町		個人町民税 個人県民税		領収証書 (公)								
市町村コード	口座番号	加入者名										
215040	00860-6-960171	七宗町会計管理者										
指定番号		納入金額(1) 円										
平成30年6月分		5359350		100,000								
納入すべき金額が右の納 (1)の欄の金額と異なる と納入金額(1)の欄を横線 でし、納入金額(2)の欄に 記してください。	納	給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	入							9	0	0	0	0
	金	退職 所得分										
	額	延滞金										
納期限	平成30年7月10日	督促 手数料										
合計額		9 0 0 0 0 0										
(特別徴収義務者)		509-0492		領収日付印		七宗						
住所 又は 所在地	岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地2			納								
氏名 又は 名称	株式会社 ○○			様								

上記のとおり通知します。(受付店一めぐみの農協上麻生支店(取りまとめ店)→七宗町(七宗町保管))

② 予備の納入書を使用する場合 徴収月を忘れずに記入してください。

岐阜県加茂郡七宗町		個人町民税 個人県民税		領収証書 (公)								
市町村コード	口座番号	加入者名										
215040	00860-6-960171	七宗町会計管理者										
指定番号		納入金額(1) 円										
平成30年7月分		5359350										
納入すべき金額 が右の納入金額(1) の欄の金額と異なる ときは、納入金額 (1)の欄を横線で 抹消し、納入金額 (2)の欄に記入して ください。	納	給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	入							1	0	0	0	0
	金	退職 所得分										
	額	延滞金										
納期限	平成30年8月10日	督促 手数料										
合計額		1 0 0 0 0 0										
(特別徴収義務者)		509-0492		領収日付印		七宗						
住所 又は 所在地	岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地2			納								
氏名 又は 名称	株式会社 ○○			様								

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岐阜県加茂郡七宗町		個人町民税 個人県民税		領収証書 (公)								
市町村コード	口座番号	加入者名										
215040	00860-6-960171	七宗町会計管理者										
指定番号		納入金額(1) 円										
平成30年7月分		5359350										
納入すべき金額 が右の納入金額(1) の欄の金額と異なる ときは、納入金額 (1)の欄を横線で 抹消し、納入金額 (2)の欄に記入して ください。	納	給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	入							1	0	0	0	0
	金	退職 所得分										
	額	延滞金										
納期限	平成30年8月10日	督促 手数料										
合計額		1 0 0 0 0 0										
(特別徴収義務者)		509-0492		領収日付印		七宗						
住所 又は 所在地	岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地2			納								
氏名 又は 名称	株式会社 ○○			様								

上記のとおり領収しました。(金融機関保管)

岐阜県加茂郡七宗町		個人町民税 個人県民税		領収証書 (公)								
市町村コード	口座番号	加入者名										
215040	00860-6-960171	七宗町会計管理者										
指定番号		納入金額(1) 円										
平成30年7月分		5359350										
納入すべき金額が右の納 (1)の欄の金額と異なる と納入金額(1)の欄を横線 でし、納入金額(2)の欄に 記してください。	納	給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	入							1	0	0	0	0
	金	退職 所得分										
	額	延滞金										
納期限	平成30年8月10日	督促 手数料										
合計額		1 0 0 0 0 0										
(特別徴収義務者)		509-0492		領収日付印		七宗						
住所 又は 所在地	岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地2			納								
氏名 又は 名称	株式会社 ○○			様								

上記のとおり通知します。(受付店一めぐみの農協上麻生支店(取りまとめ店)→七宗町(七宗町保管))

③ 退職所得がある場合 給与分と退職所得は分けて記入してください。

岐阜県加茂郡七宗町		個人町民税 個人県民税	領収証書 ㊦	
市町村コード	口座番号	加入者名		
215040	00860-6-960171	七宗町会計管理者		
指定番号		納入金額(1) 円		
平成31年3月分		5359350		100,000
納入すべき金額 が右の納入金額(1) の欄の金額と異なる ときは、納入金額 (1)の欄を横線で 抹消し、納入金額 (2)の欄に記入して ください。	納給与分 (一括徴収 分を含む)	120000		
	入退職 所得分	250000		
	金延滞金			
	額督促 手数料			
納期限	平成31年4月10日	(2)		
合計額		370000		
※日計		円		
(特別徴収義務者)		領収日付印		
住所 又は 所在地 氏名 又は 名称		509-0492 岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地2 株式会社 ○○ 様		
七宗		(納入者保管)		

岐阜県加茂郡七宗町		個人町民税 個人県民税	領収証書 ㊦	
市町村コード	口座番号	加入者名		
215040	00860-6-960171	七宗町会計管理者		
指定番号		納入金額(1) 円		
平成31年3月分		5359350		100,000
納入すべき金額 が右の納入金額(1) の欄の金額と異なる ときは、納入金額 (1)の欄を横線で 抹消し、納入金額 (2)の欄に記入して ください。	納給与分 (一括徴収 分を含む)	120000		
	入退職 所得分	250000		
	金延滞金			
	額督促 手数料			
納期限	平成31年4月10日	(2)		
合計額		370000		
※日計		円		
(特別徴収義務者)		領収日付印		
住所 又は 所在地 氏名 又は 名称		509-0492 岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地2 株式会社 ○○		
七宗		(金融機関保管)		

岐阜県加茂郡七宗町		個人町民税 個人県民税	領収証書 ㊦	
市町村コード	口座番号	加入者名		
215040	00860-6-960171	七宗町会計管理者		
指定番号		納入金額(1) 円		
平成	31	03	05	35
215040		5359350		100,000
納入すべき金額が右の納 (1)の欄の金額と異なる と納入金額(2)の欄に記 してください。	納給与分 (一括徴収 分を含む)	120000		
	入退職 所得分	250000		
	金延滞金			
	額督促 手数料			
納期限	平成31年4月10日	(2)		
合計額		370000		
※日計		円		
(特別徴収義務者)		領収日付印		
住所 又は 所在地 氏名 又は 名称		509-0492 岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地2 株式会社 ○○ 納		
七宗		上記のとおり通知します。(受付店一めぐみの農協上麻生支店(取りまとめ店)→七宗町(七宗町保管))		

納入済通知書の納入金額欄に＼記号は記入しないでください

◎退職所得分について記入してください。

町民税 県民税		納入申告書	
七宗町町長様			
平成 31 年 3 月 31 日提出		平成 31 年 3 月分	人員 1 人
退職手当等支払金額		2000000	
特別徴 収税額	町民税	150000	
	県民税	100000	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり 分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者)			(受付印)
住所又は 所在地 氏名又は 名称			印
509-0492 七宗町上麻生2442番地2 株式会社 ○○			
納税義務者別内訳	住所	氏名	町県民税合計税額
退職支払額	七宗町上麻生1234番地5	七宗 太郎	250,000 円
	退職年数	勤続年数	
20,000,000 円		30 年	

ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合

特別徴収税額の納入にあたっては、全国のゆうちょ銀行・郵便局をご利用いただけますが、東海4県以外(岐阜県・愛知県・三重県・静岡県)のゆうちょ銀行・郵便局を利用される事業所は、右の「指定通知書」を切り取り、日付けと局名等を記入し、当初の払込みの際、納入書と共にゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

※ 前年度の指定郵便局は本年度も引き続き利用できますから提出の必要はありません。

ゆうちょ銀行 店長 様

郵便局長 様

岐阜県七宗町長

指定通知書

地方税法第321条第4項の規定により貴店・貴局を当町の町民税および県民税特別徴収納入金取扱い金融機関に指定します。

記

口座番号 00860 - 6 - 960171

加入者名 岐阜県 七宗町会計管理者

取りまとめ店 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター

異動届の提出について(留意点)

納税者が退職、死亡、転勤、長欠等の事由によって給与の支払を受けなくなった場合には、その受けなくなった日の属する月の翌月10日までに異動届を税務課課税係までにご提出ください。

この届出が遅れますと事務処理が遅れるばかりではなく、後日督促状が発せられたりしてご迷惑がかかります。

また、退職された方には未徴収税額について一度に多くの額を納めていただくことになります。

※ 事業所の所在地・名称等の変更がありましたら、速やかに「特別徴収義務者の住所・名称等変更届出書」を提出してください。

1. 一括徴収の取扱いについて

30年6月1日から 12月31日までの退職者等	本人からの申し出により、給与・退職手当等の支払の際に未徴収税額を一括徴収してください。
31年1月1日から 4月30日までの退職者等	5月31日までに給与・退職手当等の支払がある場合は、その支払の際に未徴収税額を一括徴収してください。 <u>(本人からの申し出を必要としません)</u>

2. 転勤先の事業所で引き続き特別徴収する場合は、新勤務先にご連絡ください。

あわせて、その旨記入した異動届をすみやかに税務課課税係まで提出してください。

〔異動届出書の記載例〕

年税額57,000円 6月分5,300円、7月分以降4,700円の人が、平成30年11月30日に退職し残税額を11月分給与から一括徴収を希望した場合

受 付 印 (あて先) 岐阜県七宗町長 平成30年12月 5日提出		給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										※処理事項 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
		給与支払者 特別徴収義務者		所在地(住所) 509-0492 加茂郡七宗町上麻生2442番地2		郵便番号		特別徴収義務者 指定番号 5359350		担当者 係 人事係 氏名 七宗 太郎 電話番号 0574-48-1111			
給与 氏名 七宗 税務 生年月日 昭和・平成 55年 5月 5日 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 住所 1月1日現在 七宗町上麻生111 異動後の住所 同上 所得者 新しい勤務先 先名称および所在地 所在地 郵便番号 - 名称		新姓 (7)特別徴収税額 57,000 円 (イ)徴収済税額 6月分から 10月分まで 24,100 円 (ウ)未徴収税額(7)-(イ) 32,900 円 異動年月日 30年 11月30日 異動事由 退職 転勤 休職 長欠 死亡 その他 特別徴収継続 一括徴収 普通徴収		異動後の未徴収税額の徴収 2,248,110 円 社会保険料控除額 256,268 円		その年1月1日から退職時までの給与支払額							
特別徴収義務者指定番号 係 電話() - 内線 氏名		左記転勤先へは月割額 円を 月分から徴収するように連絡済です。											

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収していただける場合は次の欄に記載ください。

◎退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合でも、必ず残税額を一括徴収してください。(法321-5②)

◎その年の1月1日から退職時までには支払の確定給与の額及び社会保険料控除額を記入してください。

一括徴収の申出 平成30年11月30日		給与または退職手当等の支払予定月日 11・30		一括徴収予定額 支払予定日ごとの徴収予定額 32,900 円		合計 (上記(ウ)と同額) 32,900 円		1月1日以降4月30日までの退職者等で一括徴収できない理由 (○印を付してください。) 1. 5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ないため 2. 再就職先で特別徴収の継続希望があるため 3. その他 理由:		※町処理欄	
異動者印 七宗 印		一括徴収した税額は 11 月分で納入します。 12月 10日納入									

※印の欄は記載しないでください。

○控えが必要な場合は複写してください。

町民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書

特別徴収義務者 指 定 番 号	
係	
氏名	
電話番号	

付
印

(あて先)
岐阜県七宗町長

平成 年 月 日提出

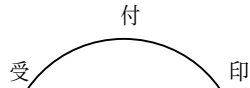
申請者 〔特別徴収義務者〕	所在地 (住所)	郵便番号 -										
	氏名又は事 務所等の名 称及び代表 者氏名											
	法人番号											

この申請書
に 応 答 する
担 当 者

地方税法第321条の5の2並びに七宗町条例第32条の4の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

承認申請の要件	事業所等で給与の支給を受ける者の数が常時10人未満である。	有・無	申請時前6ヶ月間の給与の給与人員ならびに給与支給額	年・月	人員	給与支給額	※決裁			課長	課長補佐	係長	担当者		
				・	人	円									
				・											
				・											
				・											
				・											
	申請前における町税の納付の状況	申請時の滞納額	有・無	過去に遅延納入した	有・無	※町処理欄	決定 平成 年 月 日								
				徴収困難等で町に迷惑をかけた	有・無		承認 ・ 却下								
				納期特例の取消を受けたことがある場合	取消年月日・平成 年 月 日		有・無	却下の理由							
				取消後1年以内	可・否			台帳記入	システム入力日	承認通知					
			/	/	/										

※印の欄は記載しないでください。 ○控えが必要な場合は複写してください。



平成30年度 町民税・県民税 特別徴収への切替申請書

特別徴収義務者 指 定 番 号	
係	
氏名	
電話番号	

申請者 〔特別徴収義務者〕	所在地 (住所)	郵便番号 -	
	氏名又は事 務所等の名 称及び代表 者氏名	右詰め記入	
	法人番号		

(あて先)
岐阜県七宗町長

平成 年 月 日提出

給 与 所 得 者	フリガナ	
	氏 名	(旧姓)
	生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日
	1月1日の住所	
	現住所	
	普通徴収の 通知書番号	

左記の者について

◎普通徴収税額	円	◎納期未到来	
◎納付済額	円	の未納付分	円

※納期到来分は、本人に納入するよう指示してください。

普通徴収の 期分から4期分まで

当事業所で 月分より特別徴収します。

注
意
事
項

- ・二重納付防止のため、納税義務者に届いている普通徴収納税通知書で納付状況を確認してください。
- ・普通徴収で納期が過ぎている分については、特別徴収への切替ができませんので注意してください。(納期到来分は、本人にて納入するよう指示してください。)
- ・切替申請書が届きしだい処理をおこない給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の変更通知書を送付します。(特別徴収の開始月は考慮の上記入してください。)

※ 町処理欄

※印の欄は記載しないでください

○控えが必要な場合は複写してください。